

事務総局会議（第32回）議事録

日時	令和4年12月6日（火）午後2時00分～午後3時20分
場所	総局会議室
出席者	堀田事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、馬渡家庭局長、板津秘書課長兼広報課長、染谷審議官兼情報政策課長、後藤審議官、荒谷行政局第一課長
議事	<p>1 令和4年度外国出張計画について 板津秘書課長説明（資料第1）</p> <p>2 令和5会計年度における協議会等開催計画について 小野寺総務局長説明（資料第2）</p>
結果	◎了承 1、2

秘書課長 板津正道

事務総局会議資料第 1  
(12月6日開催)

令和 4 年度外国出張計画

司法事情研究

合計 2 人

裁判手続のデジタル化に関する実情調査（韓国・シンガポール、約 7 日間）

【デジタル推進室】

裁判官 1 人

一般職 1 人

令和5会計年度における協議会等開催計画

(中央協議会等)

番号	種別	開催時期	会期	開催方法	協議事項	協議員等	所管局課	総人員
1	長官、所長会同	6月14日、 15日	2日	参集(※)	当面の司法行政上の諸問題	高裁長官、地裁・家裁所長	総務局	84人
2	長官事務打合せ	11月20日、 21日	2日	参集(※)	司法行政上の諸問題	高裁長官	総務局	8人
3	長官事務打合せ	3月14日 (予備日:3 月7日、1 日)	1日	参集(※)	司法行政上の諸問題	高裁長官	総務局	8人
4	高裁事務局長事務打合せ	10月6日 (予備日:1 0月5日)	1日	参集(※)	司法行政上の諸問題	高裁事務局長	総務局	8人
5	高裁事務局長事務打合せ	未定 (年3回)	1日	リモート(ウェ ブ会議)	司法行政上の諸問題	高裁事務局長	総務局	8人
6	高裁総務課長等事務打合せ	10月12日	1日	未定	総務事務全般の連絡協議	高裁総務課長及び文書企画官	総務局	16人
7	高裁首席書記官事務打合せ	11月9日	1日	参集(※)	書記官事務全般の連絡協議	高裁の民事首席書記官及び刑事首席書記官	総務局	16人
8	人事関係等事務打合せ(高裁事務局次 長)	5月	2日	参集(※)	人事行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	人事局	8人
9	人事事務打合せ(高裁人事課長)	10月	2日	参集(※)	人事行政事務全般の連絡協議	高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐の うちいずれか1人	人事局	16人
10	人事事務打合せ(高裁人事課長)	2月	2日	参集(※)	人事行政事務全般の連絡協議	高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐の うちいずれか1人	人事局	16人
11	経理関係等事務打合せ(高裁事務局次 長)	9月	2日	参集(※)	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	経理局	8人
12	経理関係等事務打合せ(高裁事務局次 長)	1月	2日	参集(※)	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	経理局	8人
13	経理事務打合せ(高裁会計課長)	10月	2日	参集(※)	経理行政事務全般の連絡協議	(1)高裁会計課長及び同管理課長 (2)高裁会計課企画官、同課課長補佐又は同課専門 官のうちいずれか1人	経理局	18人
14	経理事務打合せ(高裁会計課長)	2月	2日	参集(※)	経理行政事務全般の連絡協議	(1)高裁会計課長及び同管理課長 (2)高裁会計課企画官、同課課長補佐又は同課専門 官のうちいずれか1人	経理局	18人
15	調停委員協議会	5月25日	1日	リモート(ウェ ブ会議)	調停制度の在り方に關し考慮すべき事項	民事調停委員、家事調停委員	民事局 家庭局	約100人
16	首席家庭裁判所調査官事務打合せ	5月	1日	参集(※)	高裁の所在地を管轄する家裁の首席家庭裁判所 調査官が行う調整事務に關し考慮すべき事項	高裁の所在地を管轄する家裁の首席家庭裁判所調 査官	家庭局	8人

番号	種別	開催時期	会期	開催方法	協議事項	協議員等	所管局課	総人員
17	後見関係事件事務打合せ	7月6日	1日	リモート（ウェブ会議）	後見関係事件の運用に関する連絡協議	1 高裁の民事次席書記官1名 2 高裁の総務課長又は総務課課長補佐のいずれか1名 3 高裁の所在地を管轄する家裁の部総括裁判官又は上席裁判官のいずれか1名 4 高裁の所在地を管轄する家裁の家事の首席書記官又は家事の次席書記官のいずれか1名 5 高裁の所在地を管轄する家裁の総務課長1名	家庭局	40人
18	民事事件担当裁判官等事務打合せ1	9月予定	1日	リモート（ウェブ会議）	民事訴訟法改正を踏まえた更なる運営改善について	追って調整 (柔軟で、かつ多数の傍聴も可能な形式とする予定)	民事局	追って調整
19	民事事件担当裁判官等事務打合せ2	2月予定	1日	参集（※）	民事訴訟法改正を踏まえた更なる運営改善について	追って調整	民事局	追って調整
20	簡易裁判所民事事件担当裁判官等事務打合せ	9月予定 (18と同日開催)	0.5日	リモート（ウェブ会議）	民事訴訟法改正を踏まえた簡裁民事事件の運用上の諸問題	追って調整 (柔軟で、かつ多数の傍聴も可能な形式とする予定)	民事局	追って調整

※ 原則参集とする。ただし、事情の変更により、リモートでの開催となる場合は別途所管局課から指示する。

## 令和5会計年度における協議会等開催計画

(ブロック協議会等)

番号	種別	開催時期	会期	開催方法	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
1	首席書記官等協議会	1月～2月	1日	参集(※)	書記官事務について、首席書記官として考慮すべき事項等	高地家裁の首席書記官及び地家裁の裁判官(具体的な対象範囲は未定)	各高裁所在地から開催地を選定予定(一部合同開催)	総務局	未定
2	人事関係事務協議会	6月～7月	1日	リモート(ウェブ会議)	人事事務の処理に関し考慮すべき事項	高裁の事務局次長及び人事課長、地家裁の事務局長	各高裁所在地から開催地を複数選定(合同開催)	人事局	116人
3	人事管理協議会	9月	1日	リモート(ウェブ会議)	人事管理上の諸問題	高裁の事務局次長及び人事課長、地・家裁の事務局次長	各高裁所在地から開催地を複数選定予定(合同開催)	人事局	約130人
4	人事担当課長等協議会	10月～12月	1日	リモート(ウェブ会議)	人事事務全般に関する諸問題	1 各高等裁判所の人事課長及び人事課長補佐等 2 各地方裁判所及び各家庭裁判所の人事担当課長	各高裁所在地から開催地を選定予定	人事局	116人
5	会計担当課長協議会	6月～7月	0.5日～1日	リモート(ウェブ会議)	経理事務全般に関する諸問題	各高等裁判所の会計担当課長並びに各地方裁判所及び各家庭裁判所の会計担当課長	各高裁所在地から開催地を複数選定予定(合同開催)	経理局	約60人
6	経理関係事務協議会	6月～7月	0.5日	リモート(ウェブ会議)	経理事務の処理に関し考慮すべき事項	高裁の事務局次長及び会計課長、地家裁の事務局長	各高裁所在地から開催地を複数選定予定(合同開催)	経理局	116人
7	簡易裁判所民事実務研究会	各地裁で決定(6月～翌年3月)	1日～2日	参集(※)	簡裁の調停制度及び司法委員制度の運用に関し実務上考慮すべき事項	簡裁の裁判官及び書記官、民事調停委員、司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
8	新任民事調停委員研修会	各地裁で決定(原則として4月～7月)	2日	参集(※)	民事調停事件の処理に必要な基礎的知識の習得	新任民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
9	新任民事調停委員ケース研究会	各地裁で決定(6月～翌年3月)	1日	参集(※)	民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的な知識及び技術の習得	新任民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
10	民事調停委員研究会	各地裁で決定(6月～翌年3月)	1日～2日	参集(※)	民事調停事件の処理につき必要な応用的知識及び技術の習得	民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
11	民事調停委員ケース研究会	各地裁で決定(6月～翌年3月)	1日～2日	参集(※)	民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的な知識及び技術の習得	民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
12	調停運営協議会及び調停委員表彰式	各高裁で決定(10月～12月)	1日	適宜の方法(主催庁で選択可)	1 民事・家事調停の運営に関し考慮すべき事項 2 高裁長官表彰	各地裁及び家裁管内の調停協会において指導的地位にある調停委員	各高裁	民事局 家庭局	各高裁で決定
13	鑑定委員協議会	開催する地裁で決定(6月～12月)	1日	参集(※)	借地非訟事件の処理に関し考慮すべき事項	東京及び大阪各地裁の鑑定委員	開催する地裁で決定	民事局	開催する地裁で決定

番号	種別	開催時期	会期	開催方法	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
14	新任司法委員研修会	各地裁で決定 (1月～3月)	0. 5 日	参考集 (※)	司法委員としての職務につき必要な基礎的知識の習得	新任司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
15	司法委員研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～ 2日	参考集 (※)	司法委員としての職務につき必要な実践的知識及び技能の習得	司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
16	管財人等協議会	各地裁で決定 (9月～翌年3月)	1日	参考集 (※)	倒産事件の管財業務等の処理に関し考慮すべき事項	破産事件の破産管財人、民事再生事件の監督委員及び個人再生委員、会社更生事件の管財人等	各地裁	民事局	各地裁で決定
17	刑事事件担当裁判官協議会	1月～2月	1日	参考集 (※)	1 裁判員裁判の運用上の課題 2 その他刑事事件の処理に関し考慮すべき事項	刑事事件担当の高裁・地裁の裁判官	(合同開催) 4高裁で開催 (開催地は未定)	刑事局	68人
18	刑事鑑定研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	0. 5 日	参考集 (※)	刑事事件の鑑定を巡る諸問題	学識経験者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局	各地裁で決定
19	心神喪失者等医療観察法関係研究協議会	各地裁で決定 (9月～翌年3月)	0. 5 日	参考集 (※)	医療観察事件の処理上問題となる事項及び実体的な判断の在り方に関して考慮すべき事項	精神保健判定医及び精神保健参与員候補者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局	各地裁で決定
20	犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための研究会	各高裁で決定 (6月～翌年3月)	0. 5 日	参考集 (※)	犯罪被害者等基本法19条の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための意見交換等	意見交換等のテーマに応じた外部有識者等並びに高裁、同高裁管内の地裁、家裁の裁判官及び被害者対応をする可能性のある職員（高裁管内の各地家裁から最低限裁判官その他の職員各1人に参加してもらう予定）	各高裁	刑事局 家庭局	各高裁で決定
21	法廷通訳基礎研修	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日	参考集 (※)	法廷通訳経験のない又は少ない初級レベルの通訳人候補者等を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者となることを希望し、かつ、対象言語の通訳人としての適性を備えていると認められる者又は通訳人候補者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局 民事局 行政局 家庭局	各地裁で決定
22	法廷通訳セミナー	各高裁で決定 (6月～翌年3月)	2日	参考集 (※)	中級レベルの通訳人候補者を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者並びに高裁及び開催地の地裁の裁判官及び書記官	各高裁所在地にある地裁（東京、大阪各高裁においては、それぞれの高裁が定める管内の地裁）	刑事局 民事局 行政局 家庭局	各高裁で決定
23	法廷通訳フォローアップセミナー	東京、大阪各高裁で決定 (6月～翌年3月)	2日	参考集 (※)	上級レベルの通訳人候補者を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者並びに東京、大阪各高裁及び東京、大阪各地裁の裁判官及び書記官	東京、大阪各地裁	刑事局 民事局 行政局 家庭局	各高裁で決定
24	保護観察に関する連絡協議会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	0. 5 日	参考集 (※)	1 保護観察の実情について 2 その他	刑事事件担当の地裁の裁判官、裁判所書記官及び保護観察所の職員	各地裁	刑事局	各地裁で決定

番号	種別	開催時期	会期	開催方法	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
25	簡易裁判所刑事事件担当裁判官協議会	10月～12月	1日	参集(※)	1 刑事事件の運用に関し考慮すべき事項 2 その他	刑事事件担当の簡裁裁判官、開催地所在地裁裁判官	(合同開催) 4高裁で開催(開催地は未定)	刑事局	108人
26	検察審査会事務局長研究会	9月～11月	0.5日	未定	検察審査会事務局事務について必要な知識の取得及び実務上の諸問題の検討	地裁本府所在地の検察審査会(複数の検察審査会が設置されている場合には、第一検察審査会)の事務局長	(一部合同開催) 3～4高裁で開催(開催地は未定)	刑事局	50人
27	労働審判員研修会	各地裁で決定 (原則として4月～6月)	1日	参集(※)	労働審判事件の処理に必要な基礎的知識の習得	新任労働審判員	各地裁	行政局	各地裁で決定
28	労働審判員研究会	各地裁で決定 (原則として9月～12月)	1日	参集(※)	労働審判事件の処理に必要な専門的知識の習得	労働審判員	各地裁	行政局	各地裁で決定
29	知的財産権訴訟研究会	原則として9月～2月	0.5日	適宜の方法 (主催府で選択可)	知的財産権訴訟について考慮すべき実務上の諸問題	知財高裁の裁判官並びに大阪高裁、東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官 (注)主催は知財高裁	東京高裁 (知財高裁)	行政局	22人
30	知的財産権関係事件担当専門委員実務研究会	原則として6月～12月	0.5日	適宜の方法 (主催府で選択可)	知的財産権関係事件における専門委員の関与の在り方	1 知財高裁の裁判官並びに東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官 2 知的財産権関係事件を担当する専門委員(知的財産権関係事件に関与したことのある者及び本研究会への出席を希望する者に限る) (注)主催は知財高裁	東京高裁 (知財高裁)	行政局	知財高裁で決定
31	新任家事調停委員研修会	各家裁で決定 (原則として4月～7月)	1日～2日	参集(※)	家事調停事件の処理につき必要な基礎知識の習得	新任家事調停委員又はこれに準ずる家事調停委員	各家裁の本府又は支部	家庭局	各家裁で決定
32	家事調停委員研究会	各家裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	参集(※)	家事調停事件の処理につき必要な専門的知識の習得	家事調停委員	各家裁の本府又は支部	家庭局	各家裁で決定
33	家事調停委員ケース研究会	各家裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	参集(※)	家事調停事件の処理につき事例研究の方法による必要な知識の習得	家事調停委員	各家裁の本府又は支部	家庭局	各家裁で決定
34	家庭裁判所家事実務研究会	各家裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	参集(※)	家事事件の処理に関し考慮すべき事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、家事調停委員、参与員	各家裁の本府又は支部	家庭局	各家裁で決定
35	家事関係機関との連絡協議会	各家裁で決定 (4月～翌年3月)	1日～2日	適宜の方法 (主催府で選択可)	家事事件の処理に関して連絡調整を要する事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、福祉関係、医療関係、その他協議事項に関連する機関・団体の職員の中から、各家裁の実情等を考慮して選定	各家裁で決定	家庭局	各家裁で決定
36	少年関係機関との連絡協議会	各家裁で決定 (4月～翌年3月)	1日～2日	適宜の方法 (主催府で選択可)	少年事件の処理に関して連絡調整を要する事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、保護関係、教育関係及び警察関係、その他協議事項に関連する機関・団体の職員の中から、各家裁の実情等を考慮して選定	各家裁で決定	家庭局	各家裁で決定

番号	種別	開催時期	会期	開催方法	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
37	新任参与員研修会	各家裁で決定（1月～3月）	1日～2日	参集（※）	家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な基礎的知識の習得	新任参与員又はこれに準ずる参与員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
38	参与員研究会	各家裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	参集（※）	家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な専門的知識の習得	参与員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
39	首席家庭裁判所調査官協議会	1月～2月	1日	未定	首席家庭裁判所調査官の執務及び家庭裁判所調査官の調査事務等に關し考慮すべき事項	首席家庭裁判所調査官	（合同開催）4高裁で開催（開催地は未定）	家庭局	50人
40	家事事件担当裁判官等協議会	1月～2月	1日	未定	家事事件の運用上の諸問題	高裁管内の家裁において家事事件を担当する裁判官、書記官及び家裁調査官	（合同開催）4～5高裁で開催（開催地は未定）	家庭局	各高裁で決定

※ 原則参集とする。ただし、事情の変更により、リモートでの開催となる場合は別途所管局課から指示する。

事務総局会議（第33回）議事録

日時	令和4年12月13日（火）午前10時00分～午前11時05分
場所	総局会議室
出席者	堀田事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、馬渡家庭局長、板津秘書課長兼広報課長、染谷審議官兼情報政策課長、後藤審議官、中山司法研修所長、後藤裁判所職員総合研修所長、松川経理局総務課長、真鍋経理局主計課長
議事	<p>1 令和5年度裁判所所管予算について 氏本経理局長説明（資料第1）</p> <p>2 民事事件担当裁判官等事務打合せの開催について 門田民事局長説明（資料第2）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 1</p> <p>◎ 了承 2</p>

秘書課長 板津正道

令和5年度予算案について

(単位:百万円)

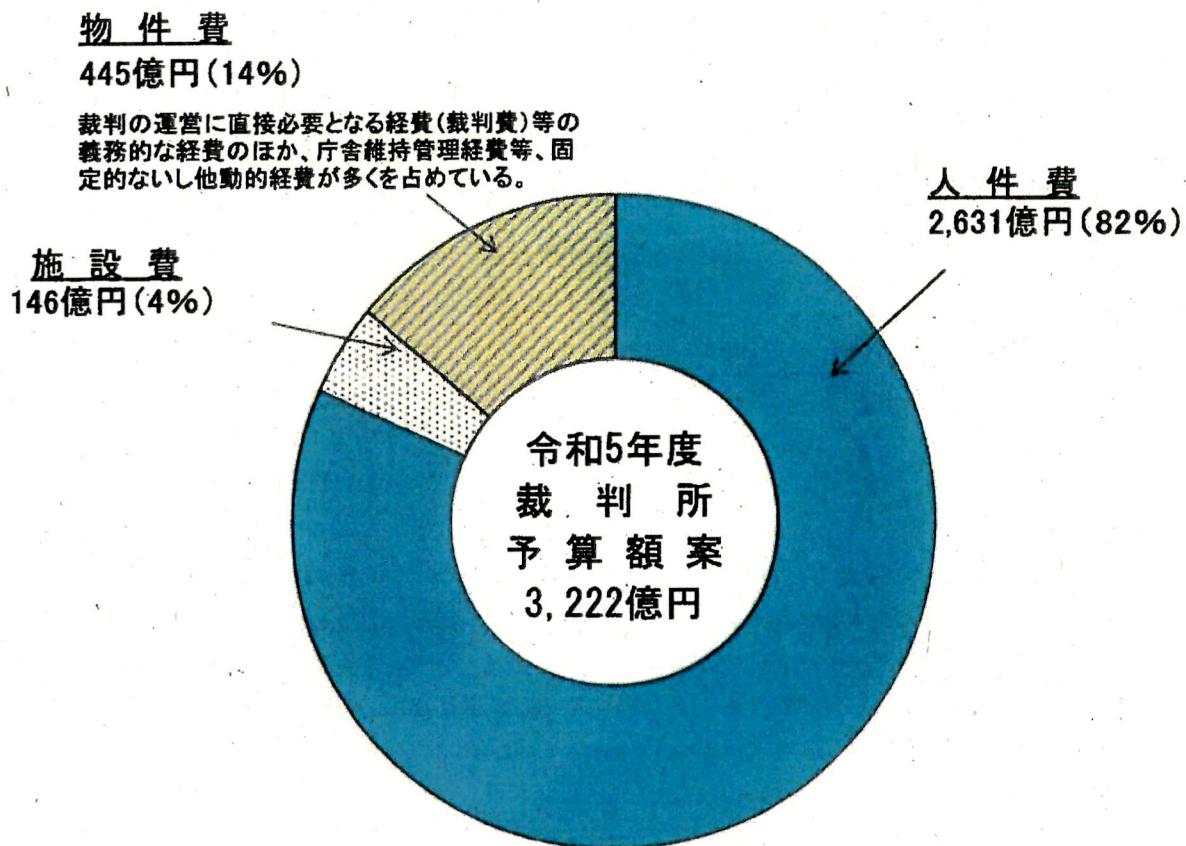
区分	令和4年度 当初予算額	令和5年度 予算案	比較増△減額	増△減率
裁判所所管	322,814	322,217	△ 597	△ 0.2%

(単位:百万円)

	令和4年度 補正予算	令和5年度 予算見込	令和4年度 当初予算額
1. 裁判事務処理態勢の充実	2,130	37,347	(30,682)
○ 裁判手続等のデジタル化関係経費	1,142	5,569	(1,129)
△ 民事、刑事、家事の各デジタル化関連経費、情報基盤整備関連経費			
○ 民事事件関係経費	0	2,686	(2,699)
△ 民事調停、労働審判、専門委員関連経費など			
○ 刑事事件関係経費	15	3,991	(4,127)
△ 裁判員裁判、心神喪失者等医療観察事件関連経費、法廷通訳関連経費など			
○ 家庭事件関係経費	0	6,110	(6,112)
△ 家事調停関連経費など			
○ 事件共通関係経費	972	18,991	(16,615)
△ 各種事件処理に共通する諸経費			
2. 裁判所施設の整備	1,099	14,631	(14,557)
○ 裁判所施設の耐震化等	1,099	14,631	(14,557)
3. その他の機構維持等に必要な経費	1,249	270,239	(277,575)
○ 職員人件費	715	255,248	(261,911)
○ 司法修習生関係経費	0	3,709	(4,717)
○ その他の機構維持等経費	534	11,281	(10,947)
4. 定員関係			
○ 増員	39人		
事務官	39人		
○ 定員合理化等	70人		
※速記官から事務官への振替5人を含む。			
○ 事件動向、充員状況等を踏まえた判事補15人の減			

(注)四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

## 一般経費の内訳



(単位：億円)

	4年度 予算額	5年度 予算額案	増▲減額
人件費	2,698	2,631	▲67
物件費	384	445	60
施設費	146	146	1
合計	3,228	3,222	▲6

(注) 四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

## 裁判手続等のデジタル化関係経費の内訳

(単位:千円)

	令和4年度 補正予算	令和5年度 予算案	令和4年度 当初予算額
<b>&lt;裁判手続等のデジタル化関係経費&gt;</b>			
民事訴訟手続のデジタル化	352,518	3,127,309	( 248,946 )
ウェブ会議等を活用した期日の運用	352,518	648,931	( 114,427 )
書面の電子提出	-	139,920	( 134,519 )
民事訴訟手続のデジタル化に係るシステム	-	2,338,458	( - )
民事非訟・家事事件のデジタル化	108,820	459,434	( 13,434 )
ウェブ会議等を活用した人事訴訟・家事調停手続の運用	-	459,434	( 13,434 )
家事・非訟デジタル化システム	108,820	-	( - )
刑事手続のデジタル化	167,488	-	( - )
情報基盤整備等	513,667	1,982,175	( 866,886 )
J-NET関係経費等	215,358	1,611,492	( 866,886 )
総合コミュニケーションツール	298,309	370,683	( - )
<b>合 計</b>	<b>1,142,493</b>	<b>5,568,918</b>	<b>( 1,129,266 )</b>

## 令和5年度予算案施設主要案件

## 1 庁舎新設・増築

(新設・継続分) 8 庁

本 庁	津 地 家 裁	(7)
	富 山 地 家 裁	(11)
	鳥 取 地 家 裁	(9)
	佐 賀 地 家 裁	(8)
	仙台高裁秋田支部秋田地家裁	(5)
地家裁支部	(静岡) 沼 津	(8)
	(富山) 高 岡	(7)
簡 裁	(和歌山) 串 本	(7)

(増築・新規分) 1 庁

地家裁支部	(福島) 郡 山	(8)
-------	----------	-----

## 2 裁判所施設の耐震化

(建替え・継続分) 1 庁

地家裁支部	(盛岡) 二 戸	(7)
-------	----------	-----

(改修・継続分) 1 庁

本 庁	大 阪 高 地 裁	(6)
-----	-----------	-----

## 3 庁舎改修

本 庁	東 京 高 地 裁	(13)
-----	-----------	------

※ ( )内の数字は完成年度を示す。

(資料)

(令和4.12.13民二印)

民事事件担当裁判官等事務打合せの開催について

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 令和5年2月20日（月）
- 3 開催方法 ウェブ会議の方法により、最高裁判所と各出席者の所属する裁判所の属する地にある裁判所を相互に接続して開催する。
- 4 協議事項
  - (1) 民事訴訟の審理運営の改善に関する事項
  - (2) 改正民事訴訟法に関する事項
- 5 出席者
  - (1) 各地方裁判所の民事事件を担当する部総括裁判官及び右陪席裁判官 各1名
  - (2) 各地方裁判所の民事首席書記官及び次席書記官又は主任書記官 各1名
  - (3) 各高等裁判所の民事事件を担当する裁判官及び民事首席書記官 各1名

事務総局会議（第34回）議事録

日時	令和4年12月20日（火）午前10時00分～午前10時20分
場所	総局会議室
出席者	堀田事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、松川経理局総務課長、門田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、馬渡家庭局長、板津秘書課長兼広報課長、染谷審議官兼情報政策課長、後藤審議官
議事	<p>1 令和5年における最高裁判所各小法廷の裁判官の配置、代理順序及び裁判事務の分配等について 小野寺総務局長説明（資料第1）</p> <p>2 令和5年の夏期（7月21日～8月31日）における司法行政事務の取扱いについて 板津秘書課長説明（資料第2）</p> <p>3 常置委員について 板津秘書課長説明（資料第3）</p> <p>4 令和4年度首席書記官等協議会の開催について 小野寺総務局長説明（資料第4）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 1、2、3</p> <p>◎ 了承 4</p>

秘書課長 板津正道

令和5年における最高裁判所各小法廷の裁判官の配置、代理  
順序及び裁判事務の分配等について

令和5年における最高裁判所の各小法廷の裁判官の配置、裁判官に差し支えがあるときの代理順序、各小法廷に対する裁判事務の分配及び各法廷の開廷日割りを次のとおり定める。

第1 裁判官の配置

第一小法廷

裁判官	山 口	厚
裁判官	深 山	也
裁判官	安 浪	介
裁判官	岡	正 晶
裁判官	堺	徹

第二小法廷

裁判官	戸 倉	三 郎
裁判官	三 浦	守
裁判官	草 野	耕 一
裁判官	岡 村	和 美
裁判官	尾 島	明

第三小法廷

裁判官	宇 賀	克 也
裁判官	林	道 晴
裁判官	長 嶺	安 政
裁判官	渡 邊	惠 理 子
裁判官	今 崎	幸 彦

第2 裁判官の代理順序

## 【総局会議配布資料】

- 1 第一小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第二小法廷の裁判官（最高裁判所長官を除く。）又は第三小法廷の裁判官が、第二小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第三小法廷の裁判官又は第一小法廷の裁判官が、第三小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第一小法廷の裁判官又は第二小法廷の裁判官（最高裁判所長官を除く。）が、順次これを代理する。
- 2 大法廷において最高裁判所長官に差し支えがあるときは、他の裁判官が、席次の順序に従ってこれを代理する。

### 第3 裁判事務の分配

- 1 事件は、種類ごとに、次の比率によって順次各小法廷に分配する。

第一小法廷	10
第二小法廷	9
第三小法廷	10

ただし、裁判官（最高裁判所長官を除く。）が定年により退官する場合は、その退官の日の2箇月前から後任裁判官配置までの間、当該定年退官する裁判官が配置されている小法廷に対する事件分配の比率を2減ずる。また、新たに裁判官（最高裁判所長官を除く。）が就任する場合は、その就任の日から1箇月の間、当該就任する裁判官が配置される小法廷に対する事件分配の比率を2減ずる。

- 2 大法廷がした裁判に対する再審事件は、順次各小法廷に分配する。小法廷がした裁判に対する再審事件は、その小法廷に分配する。
- 3 小法廷で差し戻した事件又は小法廷で高等裁判所の差戻し判決を是認した事件の判決に対する上告事件は、その小法廷以外の小法廷に分配する。ただし、事件の分配時において、当該小法廷の裁判官全員が当該事件の審理に関与していないときは、この限りでない。
- 4 小法廷の民事に関する裁判官の除斥又は忌避の申立て事件及び小法廷の刑事に関する裁判官の忌避又は回避の申立て事件は、当該裁判官の配置された小法

廷以外の小法廷に分配する。ただし、刑事訴訟法第24条の規定により忌避の申立てを却下する場合は、この限りでない。

- 5 小法廷がした裁判の違法を理由とする国家賠償請求事件及びその裁判に関与した裁判官を被告とする損害賠償請求事件は、その小法廷以外の小法廷に分配する。ただし、事件の分配時において、当該小法廷の裁判官全員がその裁判の審理に関与していないときは、この限りでない。
- 6 一つの小法廷に分配した事件に関連する事件は、その小法廷に分配することができる。
- 7 一つの小法廷に分配した事件が他の小法廷の取扱事件と関連するため併せて審理裁判することが便宜であるときは、関係小法廷の裁判官の協議により、一つの小法廷において併せて審理裁判することができる。
- 8 各小法廷の未済事件は、当該小法廷で引き続き取り扱う。

#### 第4 開廷日割り

各法廷の開廷日割りは次のとおりとする。ただし、各法廷の裁判官の協議により、これと異なる曜日に開廷することができる。

大 法 延	水曜日
第一小法廷	月曜日・木曜日
第二小法廷	月曜日・金曜日
第三小法廷	火曜日・金曜日

#### 第5 夏期における要急事件の分配等

- 1 夏期における要急事件の分配は、別表のとおりとする。
- 2 別表記載の期間中又はその直前に、特に迅速な処理が必要と認められる事件が係属することが見込まれるときは、全小法廷の一一致した意見により、その事件を分配すべき小法廷を定めることができる。

【総局会議配布資料】

(別表)

要急事件分配期間	
民事	刑事
人身保護事件	勾留事件
強制執行停止事件	上告受理事件
第一小法廷	7月21日(金) 8月3日(木)
第二小法廷	8月4日(金) 8月17日(木)
第三小法廷	8月18日(金) 8月31日(木)

(令和4.12.20秘書印)

令和5年の夏期（7月21日～8月31日）における司法行政事務の取扱い

令和5年の夏期（7月21日～8月31日）における司法行政事務（別に最高裁判所長官その他の者に委任された事項に係るものを除く。）は、次に掲げる区分に従い、最高裁判所長官及び各小法廷の裁判官に委任する。

委任期間	委任する裁判官
7月21日～8月3日	最高裁判所長官及び第一小法廷の各裁判官
8月4日～同月17日	最高裁判所長官及び第二小法廷の各裁判官
8月18日～同月31日	最高裁判所長官及び第三小法廷の各裁判官

(令和4. 12. 20秘書印)

常置委員

令和5年1月1日から同年5月31日までの常置委員を次のとおりとする。

第一小法廷	岡 正 晶	裁 判 官
第二小法廷	岡 村 和 美	裁 判 官
第三小法廷	渡 邊 恵理子	裁 判 官

(令和4. 12. 20 総三)

首席書記官等協議会の開催要領

1 主催 次により共催

- (1) 東京、仙台各高等裁判所
- (2) 大阪、高松各高等裁判所
- (3) 名古屋、福岡各高等裁判所
- (4) 広島、札幌各高等裁判所

2 期日 令和5年2月中の1日

3 開催方法 ウェブ会議の方法により、最高裁判所と各協議員の所属する裁判所を相互に接続する。

なお、最高裁判所から係官が出席する予定である。

4 協議事項 (1) フェーズ1における書記官事務について  
(2) デジタル化後の書記官事務の検討について

5 協議員 (1) 各高等裁判所の民事首席書記官及び刑事首席書記官  
(2) 各地方裁判所の民事首席書記官

(3) 各高等裁判所の所在地の地方裁判所の民事事件を担当する部

総括裁判官 1人